

登録団体規程

2018年1月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学術部門運営規程施行細則第6条第2項および生涯教育研修実施規程第3条第2項に定める登録団体に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 登録団体とは、相互の活動において会員の学術研鑽に寄与するものとして理事会承認を受けた団体のことで、研修会等の共催を希望する場合、理事会審議が迅速・円滑に行われる利点がある。なお、共催事業に参加した会員には、静臨技主催事業と同等の日臨技生涯教育点数が付与されることとする。

第3条 登録団体の申請にあたっては、下記の事項に留意すること。

- (1) 新規に登録団体の申請をする場合は、所定の様式により「静臨技登録団体申請書(新規)」と会則、役員名簿、活動及び活動予定を提出すること。
- (2) 更新を希望する場合は、所定の様式により「静臨技登録団体申請書(更新)」と期間内の活動報告書のみを提出すること。(変更のある場合は会則、役員名簿も提出が必要)
- (3) 申請者、技師会担当者(連絡責任者)は同一者とし、静臨技会員とすること。
- (4) 承認期間は最大2年、申請時の静臨技理事任期中の6月末までとする。

第4条 登録団体の連絡責任者は、研修会等の共催および後援を希望する場合、開催2か月前までに依頼状を提出すること。

第5条 日臨技、登録団体いずれか一方の会員が共催研修会に参加した場合、参加費の徴収(会員扱い、非会員扱い)については主催者の定めに従うものとする。

第6条 日臨技生涯教育点数に登録にあたって、登録団体の連絡責任者は共催研修会終了後、速やかに参加者名簿を学術部長に提出すること。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、2018年1月30日から施行する。